

滋賀県緊急輸送道路ネットワーク

の見直しについて

滋賀県緊急輸送道路の路線ネットワークについて、今回見直しを行いましたので報告します。

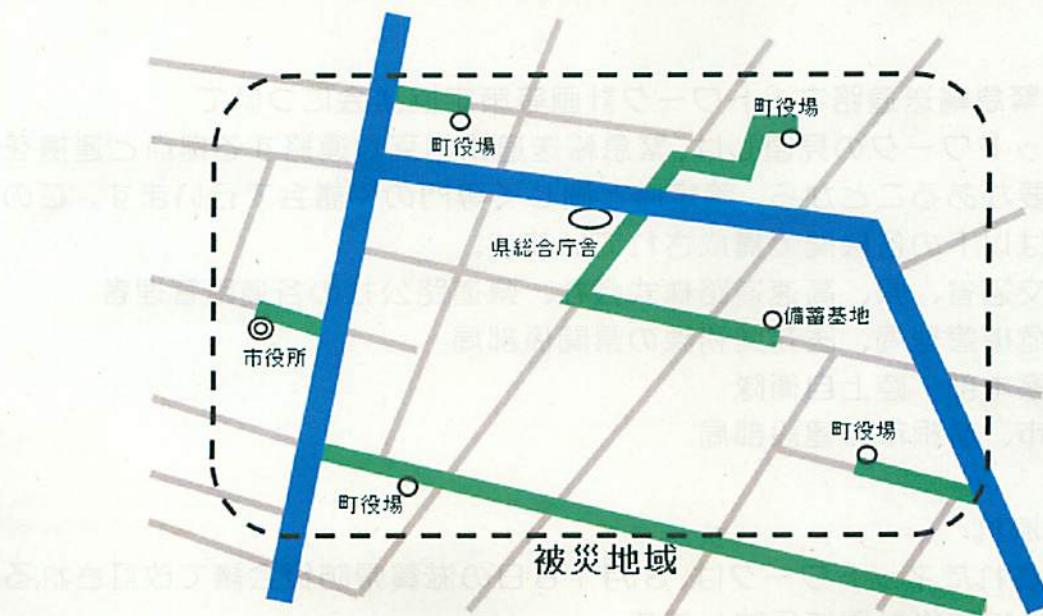
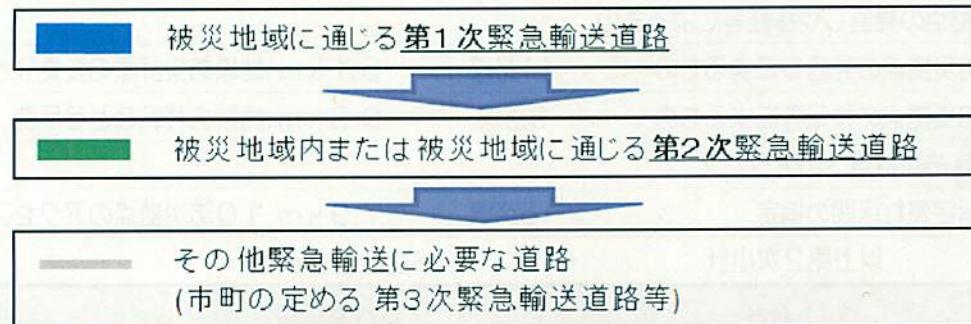
1. 見直しの必要性

緊急輸送道路ネットワークは、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、県地域防災計画においては優先的に啓開していく道路として位置付けられます。

平成 8 年に建設省通達に基づきネットワークを定めましたが、先の東日本大震災を機にその重要性が再認識されたこともあり、道路整備状況や防災拠点の変化を反映させる見直しを行いました。

これにより、従来の県下の緊急輸送道路計約 682 km に対し、約 91 km の増加となり、よりネットワークが強化されました。

○ 被災地域における道路啓開の優先順位(模式図)



2. 見直しの内容一覧

○見直しの主な内容一覧

概要	関係路線	距離の増減	備考
第1次緊急輸送道路			県庁所在地、地方中心都市などを結ぶ広域ネットワーク
○新たに供用した道路に関するもの			
・ 新名神高速道路の指定	1路線	41.2 km	
・ II のアクセス	2路線	1.4 km	甲賀土山IC～国道1号
・ 国道1号バイパス	1路線	11.1 km	栗東水口道路ほか
・ 国道161号バイパス	1路線	10.8 km	湖北バイパス、志賀バイパス
以上第1次合計		+64.5 km	
第2次緊急輸送道路			第1次のネットワークと市町の役場や主要駅、港湾、災害医療施設などの主要防災拠点を連絡
○新たに供用した道路に関するもの			
・ 新名神高速道路のアクセス	6路線	3.7 km	甲賀土山IC以外
・ 大津湖南幹線	1路線	6.0 km	供用予定含む
・ その他	9路線	-3.1 km	新道路による路線振替など
○既存道路の編入			
・ 国道365号ほか1線	2路線	7.0 km	長浜市の旧湖北町付近
○防災拠点の見直しや移転等によるもの			
・ 防災拠点の見直しによるもの	11路線	5.1 km	地域防災計画の変更などを反映
・ 防災拠点の移転等によるもの	9路線	-0.3 km	病院の移転などを反映
○既指定防災拠点へのアクセス			
・ 指定漏れ区間の指定	16路線	7.9 km	10防災拠点のアクセス見直し
以上第2次小計		+26.3 km	
以上合計		+90.8 km	

3. 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会について

当ネットワークの見直しは、緊急輸送道路相互や連絡する拠点と連携を図る必要があることから、策定時と同じく専門の協議会で行います。この協議会は以下の各機関で構成されています。

- ・国土交通省、県、高速道路株式会社、県道路公社の各道路管理者
- ・防災危機管理局、医務薬務課の県関係部局
- ・県警察本部、陸上自衛隊
- ・大津市、彦根市の建設部局

4. 今後の流れ

見直されたネットワークは、3月18日の滋賀県防災会議で改訂される滋賀県地域防災計画に反映します。

滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図

(平成25年2月)

